

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 文 政 務 局
書 庫
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

北海道知事 鈴木直道

- 1 名称 石狩市床丹地区水資源保全地域
- 2 解除の区域 平成24年北海道告示第571号により指定した指定番号第4号の区域の全部（石狩市床丹地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

（石狩市床丹地区水資源保全地域区域図は、省略し、その図面及び関係書類を北海道総合政策部計画局土地水対策課及び石狩振興局地域創生部地域政策課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第226号

昭和63年北海道告示第315号（騒音規制法に基づく規制地域等の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

北海道知事 鈴木直道

次の図（南幌町、東川町及び美瑛町の地域に係る部分に限る。）を次のとおり改める。

「環境局」を「環境保全局」に改める。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課並びに関係総合振興局及び振興局に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第227号

昭和63年北海道告示第317号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

北海道知事 鈴木直道

次の図（南幌町、東川町及び美瑛町の地域に係る部分に限る。）を次のとおり改める。

「環境局」を「環境保全局」に改める。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課並びに関係総合振興局及び振興局に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第228号

平成24年北海道告示第183号（悪臭防止法に基づく規制地域等の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

北海道知事 鈴木直道

次の図（美瑛町の地域に係る部分に限る。）を次のとおり改める。

「環境局」を「環境保全局」に改める。

目次

告 示

○水資源保全地域の指定の解除……………（土地水対策課）	1
○騒音規制法に基づく規制地域等の指定の一部改正……………（循環型社会推進課）	1
○振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域の指定の一部改正……………（循環型社会推進課）	1
○悪臭防止法に基づく規制地域等の指定の一部改正……………（循環型社会推進課）	1
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正……………（地域医療課）	2
○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定……………（農業施設管理課）	2
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	2
○道営土地改良事業の工事の完了……………（農業施設管理課）	2
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（漁業管理課）	3
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	3
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課）	3
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	3
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	4
○二級河川の指定の一部改正……………（維持管理防災課）	4

道病院事業管理規程

○北海道病院事業職員給与規程の一部を改正する規程……………	4
-------------------------------	---

道立病院局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	5
----------------------	---

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（5件）……………	6
----------------------------	---

告 示

北海道告示第225号

北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条第11項において準用する同条第9項の規定により、次のとおり水資源保全地域の指定を解除する。

令和4年4月1日

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課並びに関係総合振興局及び振興局に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第229号

昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

北海道知事 鈴木直道

札幌市の項社会医療法人医仁会中村記念病院の事項、医療法人社団中野整形外科医院の事項、天使病院の事項、医療法人西さっぽろ病院の事項、勇気会医療法人北央病院の事項及び社会医療法人蘭友会札幌里塚病院の事項中「平成34. 3.31」を「令和 7. 3.31」に改める。

函館市の項社会福祉法人北海道社会事業協会函館病院の事項及び函館中央病院の事項中「平成34. 3.31」を「令和 7. 3.31」に改める。

小樽市の項社会福祉法人北海道社会事業協会小樽病院の事項中「平成34. 3.31」を「令和 7. 3.31」に改める。

帯広市の項公益財団法人北海道医療団帯広第一病院の事項及び十勝勤医協帯広病院の事項中「平成34. 3.31」を「令和 7. 3.31」に改める。

岩見沢市の項医療法人萌佑会岩見沢脳神経外科の事項中「平成34. 3.31」を「令和 7. 3.31」に改める。

江別市の項医療法人英生会野幌病院の事項中「平成34. 3.31」を「令和 7. 3.31」に改める。

紋別市の項広域紋別病院の事項中「平成34. 3.31」を「令和 7. 3.31」に改める。

根室市の項中「平成34. 3.31」を「令和 7. 3.31」に改める。

千歳市の項医療法人同仁会千歳第一病院の事項中「平成34. 3.31」を「令和 7. 3.31」に改める。

厚沢部町の項中「平成34. 3.31」を「令和 7. 3.31」に改める。

今金町の項中「平成34. 3.31」を「令和 7. 3.31」に改める。

余市町の項中「平成34. 3.31」を「令和 7. 3.31」に改める。

南幌町の項中「平成34. 3.31」を「令和 7. 3.31」に改める。

長沼町の項中「平成34. 3.31」を「令和 7. 3.31」に改める。

美瑛町の項中「平成34. 3.31」を「令和 7. 3.31」に改める。

中川町の項中「平成34. 3.31」を「令和 7. 3.31」に改める。

新ひだか町の項新ひだか町立静内病院の事項中「平成34. 3.31」を「令和 7. 3.31」に改める。

大樹町の項中「平成34. 3.31」を「令和 7. 3.31」に改める。

士幌町の項中「平成34. 3.31」を「令和 7. 3.31」に改める。

池田町の項中「平成34. 3.31」を「令和 7. 3.31」に改める。

本別町の項中「平成34. 3.31」を「令和 7. 3.31」に改める。

足寄町の項中「平成34. 3.31」を「令和 7. 3.31」に改める。

北海道告示第230号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、江差土地改良区が行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道檜山振興局に備え置いて、令和4年4月4日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、利害関係人は縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議の申出をすることができる。

令和4年4月1日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第231号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（信砂地区（農業用排水施設、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道留萌振興局に備え置いて、令和4年4月4日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年4月1日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第232号

道営土地改良（浜頓別地区（農業用道路、区画整理））事業の工事を令和3年10月20日に完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和4年4月1日

北海道告示第233号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和4年4月1日

北海道知事 鈴木直道

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

- | | |
|------------------------------------|-------------|
| (1) A重油 (JIS 1種1号) (1リットル当たりの単価) | 701,000リットル |
| (2) 軽油 (JIS 2号) (1リットル当たりの単価) | 729,000リットル |
| (3) 潤滑油 | |
| ア シェルアーギナS-2/40又は同等品 (1リットル当たりの単価) | 13,000リットル |
| イ シェルガデニヤS-3/40又は同等品 (1リットル当たりの単価) | 16,200リットル |

2 落札を決定した日

令和4年3月18日

3 落札者の氏名及び住所

- | | |
|--------|---------------|
| (1) 氏名 | 河辺石油株式会社 |
| (2) 住所 | 小樽市稲穂2丁目19番8号 |

4 落札金額

- | | |
|------|--------|
| (1) | 114.5円 |
| (2) | 128.4円 |
| (3)ア | 500.0円 |
| イ | 480.0円 |

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和4年1月25日付け北海道告示第46号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- | | |
|---------|------------------|
| (1) 名称 | 北海道水産林務部水産局漁業管理課 |
| (2) 所在地 | 札幌市中央区北3条西6丁目 |

北海道告示第234号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和4年4月1日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林予定森林の所在場所 勇払郡厚真町字富里229の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第235号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和4年4月1日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林の所在場所 松前郡福島町字塩釜99地先・88の2・88の3・89・90・92の1・97・100・101・111・112・114（以上1筆地先11筆について次の図に示す部分に限る。）、113、115

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び福島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第236号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和4年4月1日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 足寄郡足寄町下愛冠4丁目13の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び足寄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第237号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年4月1日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 檜山郡上ノ国町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道檜山振興局産業振興部林務課及び上ノ国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第238号

平成7年北海道告示第550号（二級河川の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

北海道知事 鈴木直道

- 小田島川の項を次のように改める。
- | 水系名 | 河川名 | 区 | 間 |
|--------|------|--------------------|-----|
| 小田島川水系 | 小田島川 | 上流端 | 下流端 |
| | | 函館市亀田港町406番3地先の市道海 | |
| | | 昭和4-11号線昭和1号橋上流端 | |

道病院事業管理規程

北海道病院事業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年4月1日

北海道病院事業管理者 鈴木信寛

北海道病院事業管理規程第2号

北海道病院事業職員給与規程の一部を改正する規程

北海道病院事業職員給与規程（平成29年北海道病院事業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第12条」を「第13条の2」に改め、「及び第9条」を「、第9条及び第13条の2」に改める。

第7条第1項に次の1号を加える。

(12) 救急看護業務手当

第7条の2中「第15条」を「第18条」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

（救急看護業務手当）

第13条の2 救急看護業務手当は、江差病院及び羽幌病院に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師が救急外来受診対応業務及び救急入院対応業務並びに管理者が定める看護業務に従事したときに支給する。

2 救急看護業務手当は、月額とし、1月につき4,000円とする。

3 救急看護業務手当の支給方法については、道職員特殊勤務条例第29条第1項に規定する社会福祉業務手当の例による。

第14条第2項中「準特地部局は、」の次に「江差病院及び」を加える。

第17条中「及び指導医手当」を「、指導医手当及び救急看護業務手当」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の北海道病院事業職員給与規程第7条第1項、第13条の2及び第17条の規定は、令和4年2月1日から適用する。

道立病院局告示

北海道道立病院局告示第9号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和4年4月1日

北海道病院事業管理者 鈴木信寛

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

ア 調達をする物品等の名称 透析用剤（Dドライ透析剤2.5S 2瓶1組×4組）
ほか367品目（1包装当たりの単価）

イ 調達予定数量 入札説明書及び仕様書による。
368品目については、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 令和4年5月1日から令和4年9月30日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和4年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第24条第1項に規定する卸売販売業の許可を受けていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和4年4月1日（金）から同月15日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道道立病院局経営改革課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道道立病院局経営改革課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館4道立病院局会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道道立病院局経営改革課）

(2) 入札日時 令和4年4月26日（火）午前10時30分（送付による場合は、同月25日（月）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道道立病院局のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/db/bkk/kaiirekariire.html>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

品目ごとに落札者を決定することとし、有効な入札をした者のうち、入札金額（単価）が北海道道立病院局財務規程（平成29年北海道病院事業管理規程第18号）第242条の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格（単価）であるものを落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより、道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道道立病院局経営改革課
 (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
 (3) 電 話 番 号 011-204-5295

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Internal medicines and so on 368 items
 B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., April 26, 2022
 (If mailed, bids must arrive no later than April 25, 2022)
 C Contact : Bureau of Prefectural Hospitals, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
 Phone : 011-204-5295

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁石狩教育局告示第68号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和4年4月1日

北海道教育庁石狩教育局長 田 中 賢 一

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- | | |
|--------------------------------------|--------|
| (1) PPC用紙A 4判 (札幌北部地区) (1箱当たりの単価) | 3,723箱 |
| (2) PPC用紙A 4判 (札幌中央地区) (1箱当たりの単価) | 3,624箱 |
| (3) PPC用紙A 4判 (札幌西部地区) (1箱当たりの単価) | 3,100箱 |
| (4) PPC用紙A 4判 (札幌東部地区) (1箱当たりの単価) | 4,135箱 |
| (5) PPC用紙A 4判 (江別石狩当別地区) (1箱当たりの単価) | 2,521箱 |
| (6) PPC用紙A 4判 (北広島恵庭千歳地区) (1箱当たりの単価) | 3,050箱 |
| (7) PPC用紙B 4判 (札幌A地区) (1箱当たりの単価) | 2,323箱 |
| (8) PPC用紙B 4判 (札幌B地区) (1箱当たりの単価) | 2,260箱 |
| (9) PPC用紙B 4判 (石狩地区) (1箱当たりの単価) | 1,663箱 |
| (10) PPC用紙A 3判 (全域) (1箱当たりの単価) | 2,465箱 |
| (11) PPC用紙B 5判 (全域) (1箱当たりの単価) | 1,387箱 |
| (12) 更紙A 4判 (全域) (1箱当たりの単価) | 393箱 |
| (13) 更紙B 4判 (全域) (1箱当たりの単価) | 336箱 |

2 落札を決定した日

令和4年2月28日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)、(5)、(9)、(12)及び(13)

ア 氏 名 森川株式会社

イ 住 所 愛媛県四国中央市三島宮川1丁目11-7

- (2) 1の(2)から(4)まで及び(10)

ア 氏 名 大丸株式会社

イ 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地

- (3) 1の(6)、(8)、及び(11)

ア 氏 名 株式会社エム・マツバラ

イ 住 所 札幌市豊平区月寒東4条9丁目5番11号

- (4) 1の(7)

ア 氏 名 株式会社エムケ中田商会

イ 住 所 札幌市東区北12条東1丁目2-3

4 落札金額

- (1) 1,600円
 (2) 1,550円
 (3) 1,550円
 (4) 1,550円
 (5) 1,640円
 (6) 1,645円
 (7) 2,400円
 (8) 2,410円
 (9) 2,415円
 (10) 1,870円
 (11) 1,260円
 (12) 3,366円
 (13) 4,860円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和4年1月18日付け北海道教育庁石狩教育局告示第33号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁石狩教育局告示第71号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和4年4月1日

北海道教育庁石狩教育局長 田 中 賢 一

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

(2) 調達台数及び調達予定枚数

15台及び1月当たり 164,800枚

2 落札を決定した日

令和4年3月7日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

(2) 住 所 東京都江東区豊洲2丁目2番1号

4 落札金額

(1) 基本料金一式 60,000円

(2) 1枚当たりの複写料金 14円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和4年2月1日付け北海道教育庁石狩教育局告示第37号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁胆振教育局告示第27号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和4年4月1日

北海道教育庁胆振教育局長 針ヶ谷 一 義

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

(1) A重油（伊達・虻田地区）（1リットル当たりの単価） 274,000リットル

(2) A重油（室蘭A地区）（1リットル当たりの単価） 275,000リットル

(3) A重油（室蘭B・登別地区）（1リットル当たりの単価） 164,000リットル

(4) A重油（苫小牧A・白老地区）（1リットル当たりの単価） 86,000リットル

(5) A重油（苫小牧B地区）（1リットル当たりの単価） 192,000リットル

(6) A重油（安平・厚真地区）（1リットル当たりの単価） 51,000リットル

(7) A重油（むかわ地区）（1リットル当たりの単価）

52,000リットル

2 落札を決定した日

令和4年3月11日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)から(3)まで

ア 氏 名 北海道エナジティック株式会社

イ 住 所 札幌市白石区東札幌3条1丁目1番18

(2) 1の(4)及び(5)

ア 氏 名 株式会社たいせい

イ 住 所 苫小牧市字錦岡80番地

(3) 1の(6)及び(7)

ア 氏 名 北海道エネルギー株式会社

イ 住 所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地

4 落札金額

(1) 85円30銭

(2) 85円30銭

(3) 85円30銭

(4) 93円00銭

(5) 93円00銭

(6) 102円90銭

(7) 103円20銭

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和4年1月25日付け北海道教育庁胆振教育局告示第4号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

北海道教育庁胆振教育局告示第28号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和4年4月1日

北海道教育庁胆振教育局長 針ヶ谷 一 義

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

(1) 灯油（伊達・虻田地区）（1リットル当たりの単価）

44,000リットル

- (2) 灯油（室蘭A地区）（1リットル当たりの単価） 31,000リットル
- (3) 灯油（室蘭B・登別地区）（1リットル当たりの単価） 82,000リットル
- (4) 灯油（苫小牧A・白老地区）（1リットル当たりの単価） 49,000リットル
- (5) 灯油（苫小牧B地区）（1リットル当たりの単価） 41,000リットル
- (6) 灯油（安平・厚真地区）（1リットル当たりの単価） 11,000リットル
- (7) 灯油（むかわ地区）（1リットル当たりの単価） 16,000リットル
- 2 落札を決定した日
令和4年3月11日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 1の(1)、(6)及び(7)
- ア 氏名 ミナミ石油株式会社
イ 住所 札幌市北区篠路7条1丁目4番1号
- (2) 1の(2)及び(3)
- ア 氏名 北海道エナジティック株式会社
イ 住所 札幌市白石区東札幌3条1丁目1番18
- (3) 1の(4)及び(5)
- ア 氏名 株式会社たいせい
イ 住所 苫小牧市字錦岡80番地
- 4 落札金額
- (1) 94円59銭
(2) 87円60銭
(3) 87円60銭
(4) 96円30銭
(5) 96円30銭
(6) 103円29銭
(7) 103円29銭
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和4年1月25日付け北海道教育庁胆振教育局告示第5号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

北海道教育庁オホーツク教育局告示第19号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和4年4月1日

北海道教育庁オホーツク教育局長 野上 義秀

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- (1) タブレット端末（網走地区） 一式 6台分
(2) タブレット端末（北見地区） 一式 6台分
(3) タブレット端末（紋別地区） 一式 2台分
- 2 落札を決定した日
令和4年2月25日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 1の(1)
- ア 氏名 伴ビジネス有限公司
イ 住所 斜里郡斜里町光陽町15番地17
- (2) 1の(2)及び(3)
- ア 氏名 株式会社小柳中央堂
イ 住所 北見市卸町1丁目5番地1
- 4 落札金額
- (1) 360,000円
(2) 359,800円
(3) 121,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和4年1月25日付け北海道教育庁オホーツク教育局告示第1号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 網走市北7条西3丁目